

資料 2

〔 令和 3 年 12 月 21 日 〕  
〔 地 方 財 政 審 議 会 〕

総務大臣配分資産に係る平成29年度分から令和3年度分までの固定資産税の課税標準となるべき価格等の決定及び修正について（令和3年12月修正分）

## 資料 2-1

総務大臣配分資産に係る平成29年度分から令和3年度分までの固定資産税の  
課税標準となるべき価格等の決定及び修正について(令和3年12月修正分)(総括)

(単位：千円)

年 度	決定(追加)		修正		計		税額見込み
	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	
H29	0	0	286,407	286,407	286,407	286,407	4,010
H30	0	0	252,880	252,880	252,880	252,880	3,540
R元 (H31)	0	0	△ 8,892	△ 8,892	△ 8,892	△ 8,892	△ 124
R2	0	0	820,374	734,931	820,374	734,931	10,289
R3	2,493,501	1,246,751	6,475,326	5,588,167	8,968,827	6,834,918	95,689
計	2,493,501	1,246,751	7,826,095	6,853,492	10,319,596	8,100,243	113,403

※ 修正の「決定価格」及び「課税標準額」は、当初申告と修正申告の差額である。

※ 表示単位未満四捨五入により計が一致しない場合がある。